

# 中国の知的財産権 制度の特徴紹介

2010年7月6日

Rita特許事務所

<http://www.rita-pat.com>

野中 剛

[t-nonaka@rita-pat.com](mailto:t-nonaka@rita-pat.com)

中国では、不正競争防止法でデッドコピー商品を止められません

日本の不正競争防止法に相当する反不正当竞争法が中国にもあります。

しかしながら、不正競争であると定義されている内容が日本の不正競争防止法と同じではありません。

中国反不正当竞争法5条の他人の営業標識等の無断使用行為の禁止規定では、日本不正競争防止法2条1項3号の形態模倣(デッドコピー)を禁止する規定が含まれていません。

デッドコピーで被害を被った場合に、不正競争を公正する抽象的な要件を規定する中国反不正当竞争法2条を根拠に訴えを提起することが出来るかもしれませんが、一般的規定に該当するか否かの争いは簡単ではありません。

→特許権等の知的財産権を持っていない場合に、法的な保護を求める術が殆ど無いので注意が必要です。

## 中国では、意匠権が無審査で登録されます

日本では、実用新案権が無審査で登録されます。

中国では、意匠権(外観設計専利権)、実用新案権(実用新型専利権)が無審査で登録されます。

この無審査登録制度を使って、中国企業は、多くの意匠権や実用新案権を保有しています。

無効理由を有することが多いので、権利を消滅させることは可能ですが、時間とお金がかかります。

悪用も可能で、例えば、日本で新しいデザインの商品を見た場合に、同じデザインを第三者が中国で意匠権取得することも可能です。

→中国でビジネスを行う場合、第三者の権利取得を阻止するためにも、ビジネスの主体者が特許権等の知的財産権を保有しておく必要性があります。

また、無効理由に冒認出願が無い(商標では冒認出願は無効理由にある)ので注意が必要です。

中国では、コンピュータプログラムは特許保護対象外

日本では、コンピュータプログラムも特許の保護対象です。

中国では、コンピュータプログラムは、特許の保護対象外です。

コンピュータプログラムそのものは、著作権でも保護が可能ですが、著作権だけでは十分では無いので、モノの発明や方法の発明として、特許権を取得出来た方が望ましいです。

→日本語の特許明細書を作成する時点で、中国での権利化もある程度考慮しておく必要があります。

## 職務発明の違い

日本では、特許を受ける権利は、原則、従業者に帰属します。

中国では、特許を受ける権利は、原則、所属単位（企業、組織等）に帰属します。

→日本のように、特許を受ける権利を企業側に譲渡する契約を行う必要はありません。契約してしまうと、更に話がややこしくなります。

中国では、審査請求期間を過ぎてしまっても救済されることがあります

日本では、審査請求期限(出願日から3年)を過ぎてしまうと、出願が取り下げられたものと見なされ、その後に復活させる方法はありません。つまり、審査請求期限の管理は最も重要な管理対象の一つです。

中国では、審査請求期間を過ぎて、取り下げ擬制されても、復活させる方法があります。

→期限管理は厳しく行うべきですが、万が一、期限を過ぎてしまった場合には、現地代理人に相談することをお勧めします。

## 中国では、拒絶理由が多い

中国では、記載不備といって、発明が不明確であるとする拒絶理由が多いです。

反論により拒絶理由が覆ることが多いですが、何度も拒絶理由通知を受けことがあります。

→中国の審査官には、拒絶理由通知の件数が評価対象になっているらしい。進歩性などを真面目に審査すると時間がかかるため、記載不備を使った拒絶理由を出す審査官が多いのではないかと思われる。

また、ファミリー出願のEP(欧州特許庁)における審査状況を見ており、EPで特許にならない限りは、中国でも特許されない可能性が高いらしい。

拒絶理由通知を受けると、現地代理人の費用がかかるので、中国の特許出願費用は、出願後にも多くかかるので注意が必要です。

## 審査官面接の有効性

中国では、原則面接不可とされていますが、申し込んで拒否された経験はありません。

技術説明会と称して、同じ技術分野の審査官を集めて懇談会を開催することも可能。

→営業的なテクニックも必要になりますが、不必要な拒絶理由通知を回避するためには、技術説明会の開催も効果的だと思われます。

## 権利の存続期間の違い

### 1. 日本

特許権は、出願日から20年

実用新案権は、出願日から10年

意匠権は、登録日から20年

### 2. 中国

特許権(発明専利権)は、出願日から20年

実用新案権(实用新型専利権)は、出願日から10年

意匠権(外觀設計専利権)は、出願日から10年

## 権利侵害があった場合

### 1. 日本

- ・司法による保護(損害賠償請求権、差し止め請求権など)
- ・損害賠償請求権の時効は、知った日から**3年**
- ・裁判管轄(東京、大阪)での違いは大きくない

### 2. 中国

- ・司法による保護と、**行政による保護**がある。  
→差し止め手続だけであれば、行政による保護の方が早くて効果的な場合もある。

但し、技術的な解釈が難しい特許権の場合には、難しいかも

- ・損害賠償請求権の時効は、知った日から**2年**
- ・裁判管轄の違いは大きい

→訴訟を行う場合には、裁判地も考慮する必要があるし、訴訟前に、相手の素性(政府関係者の有無)なども知っておく必要あり。

訴訟で勝っても損倍賠償金の支払いは期待出来ないし、逆に反日運動に利用されることもあるので、訴訟によって何を得るのかの戦略をつくった上で行動する必要があります。

## 誤訳問題

日本から、中国へ特許出願する場合に、日本語から中国語への翻訳ミス(誤訳)が問題視されています。

翻訳側の責任を問う声の方が大きいのですが、日本語の特許明細書が分かりにくい表現になっていることが主原因と思われます。

- ・主語を明確に書く(日本語は主語が無くても意味が分かることがある)
- ・発明の本質に関する重要な部分は、何種類かの表現で説明する  
→1つの単語が持つ意味は、国ごとに異なり、対応する言葉が無いこともある(例:食べられないは、吃不了や吃不完等複数の言葉がある)
- ・比喩的な表現を避ける
- ・単純な表現を心がける  
→最低限、英語で表現したらどうなるか?を考えながら、日本語の特許明細書の作成を心がける。
- ・辞書に載っている単語を使う(特許専門用語は誤訳の元)

## 関連URL情報

1. 中国の知的財産権関連法規(原文と日本語、ジェトロ)

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/>

2. 特許法、特許法実施細則

<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zcfg/flfg/zi/fljxzfg/>

3. 審査指南(審査基準)

<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/scz/>

4. 中国の知的財産権制度を紹介するブログ

<http://blog.livedoor.jp/tokyotokkyoinfo/>